

第3回新総合事業説明会（通所介護事業所向） 質問と回答

	質問	回答
	通所型サービスAについて	
1	事業対象者が通所型サービスAを、週1回もしくは週2回のいずれかのサービスを利用することになる基準は何か。またどのように決定されるのか。	対象者の閉じこもりや認知症予防など社会交流の必要性をケアマネジメントにより判断し、本人への説明・同意により決定します。
2	通所型サービスAを利用されている方が、例えば入浴を希望されるなどにより、一体的に行っている現行相当サービスを希望される場合、状態の変化がなくても区分変更申請や再度のアセスメントなどが必要になるのか。	すでに通所型サービスAを利用されている方で、状態の変化がないのであれば、希望で現行サービスを受けることはできません。利用者の状態が変化して入浴が必要ということであれば、まず再アセスメント、ケアプランの見直しが必要であると考えます。
3	サービスAを実施する場合でも看護職員は1名以上必要か。	サービスAのみを実施される場合は、看護職員の配置は不要ですが、利用者の体調急変時には看護師との連携が図れるよう、配慮をお願いします。 また、通所介護とサービスAを一体的に運営される場合は、看護職員が1名必要となります。 ※サービス提供時間帯を通じて専従する必要はない。 ※定員10名以下は配置義務なし
4	緩和したサービスについては、利用回数を制限されている市もあるが、丹波市は制限はないのか。	制限はございません。ただし、週1回程度の利用者が月4回を超えて利用された場合と、週2回程度の利用者が月8回を超えて利用された場合の単価は、1回あたりの単価ではなく1月ごとの包括単価となります。
5	Aについて、短時間ディであれば時間をずらして実施してもよいのか。	送迎などもありますが、事業所として対応可能であれば実施して頂いて差し支えないと考えます。
6	現在訪問介護や通所介護を実施していない場合でも、事業所指定を受ければサービスAを実施することは可能か。	事業所指定を受けていただくことで実施は可能です。
7	サービスAの指定を受けない場合、現在の利用者は利用出来なくなるのか。	地域包括支援センターのケアマネジメントによりサービスAの利用が位置づけられた方については、利用出来なくなります。

8	サービスAは、短時間のミニデイとなっているが、(介護予防)通所介護は7～9時間が多。利用者の希望によりサービス提供時間が長くなってもよいのか。	利用者との合意があれば、差し支えないと考えます。
現行相当サービス及び通所型サービスAについて		
9	「生きがいデイサービス」に参加されておられる方が事業対象者となり、先のサービスと併用して現行相当サービスあるいは通所型サービスAを利用することは可能か。(現在は介護認定を受けると利用できないというようなルールであると聞いている。)	生きがいデイサービスと総合事業の併用はできません。現在介護保険申請により生きがいデイサービスの利用はできなくなっていますが、平成29年4月以降はこれに加え、事業対象者となった場合についても生きがいデイサービスの利用はできません。
10	現行相当サービス及び通所型サービスAにおいて、対象者を要支援者のみ、事業対象者のみというように限定することは可能か。	限定することはできません。
11	総合事業の指定の申請書はH29年4月以降でも提出可能か。	可能です。指定日は、原則、毎月の1日又は16日のいずれかの日を予定しておりますので、指定を希望される日の2ヶ月前を目途に事前相談をお願いします。
12	現行とAを一体的にする場合、管理者と介護職員は兼務可能か。その場合、職員配置はどうなるか。	<p>管理業務に支障がない場合は、兼務可能です。</p> <p>通所型サービスAと通所介護、現行相当サービスを一体的に運営する場合、介護職員の人員配置については、通所介護サービスの基準を満たすことに加え、サービスAの利用者の数に応じて必要数を配置して下さい。具体的な配置例は以下のとおりです。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護と現行相当の利用者数：8人 サービスAの利用者数：7人 →介護職員は、1人以上 ・通所介護と現行相当の利用者数：8人 サービスAの利用者数：8人 →介護職員は、1人以上＋必要数 ・通所介護と現行相当の利用者数：16人 サービスAの利用者数：8人 →介護職員は、2人以上＋必要数
人員配置について		
13	現行の通所介護＋現行相当サービスを実施する場合は現在実施している介護＋予防の人員配置でよいと考えてよいのか。	貴見のとおりです。

14	上記プラス通所型サービスAを実施する場合、利用者に支障のない場合兼務可とあるが、介護＋現行相当サービスで人員配置に余裕がある場合のみ兼務でよいと考えるのか。	通所介護の職員が、通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び現行相当サービスに従事したとしても、専従要件を満たすとみなされます。
15	当施設では1名の職員をA事業に配置しようと計画しているが、常勤とは示していないので専従であればよいと考えるのか。	貴見のとおりです。
16	現在デイサービスの定員は33名であり普通規模の通所介護となっているが、別枠でA型のデイサービスの定員を仮に5名とした場合、年間の平均が750名以上になると大規模になる可能性があるため、デイの定員を減らさなければならないのではと考えている。合算での計上でよいか。	通所型サービスAと通所介護、現行相当サービスを一体的に運営する場合、通所介護費の事業所規模による区分の算定における前年度の1月当たりの平均利用延べ人数には、サービスAの利用者は含めません。
17	通所介護、国基準通所型サービス、基準緩和通所型サービスを一体的に運営する場合、例えば食堂が80㎡あり、定員を通所介護、国基準通所型サービスを15名、週5日営業とし、基準緩和通所型サービスを定員3名、週2日営業とすることは可能か。	一体的に運営される場合、食堂と機能訓練室を合計した面積が3㎡×利用定員以上となっていれば基準を満たしていると判断します。お尋ねの例では、利用定員が18名であるため、合計面積が54㎡以上あればよく、面積的には問題ありません。営業日、営業時間については、事業者様で決めていただき、運営規程に定めて実施して下さい。
運営について		
18	Aを提供する曜日を施設側が決めて実施してもよいのか。	サービスAについては多い方で週2回程度という頻度の利用がクリアできれば、曜日指定は可能です。
加算について		
19	国基準にあるような加算は、つかないのか。	サービスAについてはございません。
定款の変更について		
20	定款の変更について現行の第4条の2は「本社は前項に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う デイサービス〇〇 老人デイサービスの経営」と記載され総合事業に関して「老人デイサービスの経営」で含まれるので変更は不要と思われるが、それでよいか。	貴見にある記載内容であれば、定款変更は不要と考えます。なお、法人所管官庁がある場合は、その指導に沿って下さい。
請求事務について		

21	事業者が一体的に事業を行っておらず、新規に認定を受ける事業対象者が通所型サービスAを現在利用している場合に、後に遡って、要介護の認定を受けた場合、どのような単位を請求することになるのか。またそれはどこへ請求するものなのか。	通所型サービスAの利用者が要介護の認定を受けられた場合、その認定結果の出た日以前のサービス利用分の報酬は、総合事業より支給することになります。(要介護分として遡及しない)
22	利用1回毎の出来高払いまたは、月ごとの包括払いと書いてあるが、ショートを利用した場合の日割りは理解できるが、A5-1111とA5-1113はどのように考えるのか。	丹波市の通所型サービス(現行相当・サービスA)では、サービス利用実績に応じた報酬設定の観点から、原則として、「1回当たり」の単価設定による報酬を用いることにしております。ただし、実績において各報酬区分の想定頻度を超過利用した場合は、(例週1回程度→1月の提供回数が4回を超えた場合)1月当たりの報酬区分を適用いただくこととなります。 したがって、ご意見の内容で言うと、原則は、A5-1113での算定になり、1月の提供回数が4回を超えた場合は、A5-1111で算定いただくこととなります。
23	P45に2つの請求の流れがあるが、事業所No.は共通か。	総合事業指定時の事業所番号については、みなし指定事業所様は、現行相当及びサービスAともに、現在の介護保険の事業所番号と変更はありません。みなし指定以外の事業所様(平成27年4月1日以降に開設された事業所)は、現行相当及びサービスAの番号が変更になります。具体的には、事業所番号の10桁の内、「28」の次の番号の「7」が「A」に変わります。
24	平成29年4月以降から認定更新する利用者から順次予防給付から事業費へと移行する旨の説明を頂いたが、予防給付の場合、現行のまま1ヶ月の単位数で算定・請求するのか。	貴見のとおりです。
単価について		
25	単価はパック料金か。	1回あたりの単価です。ただし、週1回程度の利用者が月4回を超えて利用された場合と、週2回程度の利用者が月8回を超えて利用された場合の単価は、1回あたりの単価ではなく1月ごとの包括単価となります。
26	単価は1回あたりで、週1回の利用者が4回を超えた場合は月単位となるのか。	No.25をご参照下さい。
27	要支援2の方が週1回利用の場合の単価はどれを適用するのか。	要支援2の場合、週1回利用であったとしても、1回あたり303単位となります。
その他		
28	いきいき百歳体操は1回/週とあるが、以前のいきいき百歳体操の研修では、2~3回/週の実施がよいと聞いた。状態改善のために、なぜ複数回実施しないのか。	元気な高齢者が筋力トレーニングとして週2~3回されるのであれば効果が見込まれますが、要支援の方であれば1回/週の実施が効果的であるとされています。

29	事業所番号は変わるのか。	H27.3.31までに指定を受けている事業所は同じです。H27.4.1以降に事業所を開設されたところは、変更があります。詳しくはNo.23をご参照下さい。
30	地域密着通所介護を以前募集していたが、今後の予定は。	特養やグループホーム等は、市の介護保険事業計画に位置付けていないこと等を理由に指定しないこと(規制)が可能であるが、地域密着型通所介護は、市の計画による規制が出来ないため、開設の意向があり基準等を満たせば指定を行うことになります。
31	入浴の自費500円は減額してもよいのか。(やはりご自宅では入浴無理な方もおられ、500円では負担が大きいと思うし、他の事業所との兼合いもあるので、こちらで決めることかもしれないが減額幅をどれくらいにしたらよいか。	もともと入浴に介助が必要なケースであれば、ケアプランに基づき現行相当サービスを利用されることとなります。サービスAの方については、基本的に入浴は不要と考えますが、どうしても入浴を希望される場合は、利用者との合意により、入浴に関する事項を契約に明記して実施して下さい。